

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

西尾市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 西尾地域

(1) 現況

本地域は、愛知県のほぼ中央南部の矢作川下流に位置し、矢作川及び矢作古川によって形成された沖積層と一部洪積層台地を含む農地を基盤として、水稻を中心に花き、施設野菜、茶、果樹、緑化木、露地野菜、畜産などが盛んである。

平成23年4月1日に、幡豆郡一色町、吉良町、幡豆町と合併し、県下有数の農業産出額を誇る。

今後は、花き、施設野菜、茶などの特産物の振興と併せ、土地利用型農業についても農地の利用集積を一層推進し、経営規模の拡大と地域農業の担い手育成を図るとともに、地域と農業の共生を一層図るため環境保全型農業の積極的な推進を図ることが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び第2号に掲げる事業を推進するとともに、併せて、第3号に掲げる事業も行うよう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	西尾区域	第3条第3項第1号、第2号及び第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

愛知県が策定する多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針)において、推進組織として位置付けられる愛知県農地水多面的機能推進協議会に参画し、多面的機能支払交付金による取組の円滑な実施を図ることとする。

法第3条第3項第2号事業関係については、別紙のとおり定める。

法第3条第3項第2号に掲げる事業の実施に関し、以下のとおり定めることとする。

1 対象農用地の基準

(1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

旧幡豆町全域（特定農山村指定地域）

イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田1/20以上、畑、草地及び採草放牧地15度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ウ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率70%以上の地域の草地

(エ) 市町村長の判断によるもの

一団のまとまりを形成している緩傾斜農用地が、一団の急傾斜農用地と物理的に連担している場合（この場合急傾斜農用地と同一の集落協定内において、通作、水管理等上流の急傾斜農用地を維持する上で必要な一団の農用地に限る。）には交付金の対象とする。

(オ) 愛知県知事が地域の実態に応じて指定する地域

2 集落協定の共通事項

(1) 協定構成員の事務負担の軽減のため、必要に応じて、事務の委託の促進を図るものとする。

(2) 集落協定による共同取組活動を通じて耕作放棄を防止するとの観点から、交付金額のおおむね1/2以上が集落の共同取組活動に使用されることが望ましい。

3 対象者

認定農業者、認定新規就農者に準ずる者とは、当市の人・農地プランに地域の中心となる経営体と位置づけられた農業者とする。